

第9回村山デエダラまつり

「デエダラ食のグランプリ2014」出店者募集要項

(平成26年6月12日飲食展示販売部会決定)

1 デエダラ食のグランプリ2014の目的

「デエダラ食のグランプリ2014」は、武蔵村山市を「食」を通じて全国に知ってもらい、誰もが「一度は行ってみたい街」、「もう一度行きたい街」となること、そして胸を張って友達を連れて来られるような街となることを目指し、食文化の継承及び地域の活性化に資するまちおこしイベントとして開催する。

2 出店期間

平成26年10月25日(土)・26日(日)

3 出店時間

平成26年10月25日(土) 午前9時30分～午後8時(予定)

26日(日) 午前9時30分～午後4時(予定)

※ 2日目は終了時間を延長する場合がある

4 出店場所

村山デエダラまつり会場「デエダラ食のグランプリ2014」区画内

5 募集店舗数

10店舗×2日間(延べ20店舗)

6 出店可能な内容

給排水設備など一定の設備要件が満たせる場合の保健所が定めた飲食行為として取り扱うことのできる食品とし、分類としては、麺類(うどん、そば、パスタ及びラーメンなど)とする。

7 出店者の資格

- (1) 村山デエダラまつり及びデエダラ食のグランプリの開催目的に賛同する者(名義貸し、ダミー出店厳禁)
- (2) 上記出店時間のいずれかに出店可能な常設店舗を経営している者又は当該店舗を構成員とする協会その他の団体に属する者
- (3) 実行委員会、保健所、警察署及び消防署の指示に確実に従える者

8 基本ルール

グランプリの決定は、公正を期すため、販売価格を300円に統一し、美味しいか否かはもちろんのこと、接客対応等もてなしを含めて、エリア内で飲食された来場者が総合的に評価した上で投票して行う。投票は、投票所にて所定の投票券を店舗ごとの投票箱に投

函することにより行うこととし、投票券の枚数でグランプリを競う。

9 募集期間

平成26年8月1日（金）～15日（金）＜必着＞

10 出店申込及び出店内定者の決定

- (1) 出店希望者は、「デエダラ食のグランプリ2014出店申請書」に必要事項を漏れなく正確に記入し、実行委員会事務局まで、郵送又は電子メール (jimukyoku@dedara.com) により申し込むこと。

なお、「デエダラ食のグランプリ2014出店申請書」は、募集期間内に村山デエダラまつり公式ホームページ (<http://www.dedara.com/>) よりダウンロードし、又は市役所産業観光課にて受け取ること。

- (2) 募集期間終了後、実行委員会（飲食展示販売部会）において選考の上、出店内定者を決定する。申込数が募集店舗数を超えた場合も同様とする。
- (3) 申込者には、選考の結果を速やかに通知する。
内定者には「第9回村山デエダラまつり出店誓約書」（以下「誓約書」という。）「行事における臨時出店届」（以下「臨時出店届」という。）「第9回村山デエダラまつり出店に係る責任者届」（以下「責任者届」という。）を同封するので、必要事項を漏れなく正確に記入し、出店内定者説明会に持参すること。
- (4) 出店希望者（内定者）は、出店内定者説明会に必ず出席し、事前送付した「誓約書」、「臨時出店届」、「責任者届」を提出するものとする。
- (5) 出店内定者説明会に無断で欠席した場合及び「7 出店者の資格」を満たさないことが判明した場合は、出店内定を取り消すものとする。

11 出店内定者説明会の開催

- (1) 出店内定者説明会には必ず出店責任者が出席すること。

なお、出店責任者がやむを得ず出席できない場合は、代理出席を可能とするが、出店者（団体）内で説明内容の周知徹底を図ること。

- (2) 出店内定者説明会に無断で欠席した場合は、出店しないものと判断し、出店内定を取り消すものとする。

○ 説明会：9月5日（金）午後2時～

場 所：市役所4階401大集会室

内 容：区画の抽選、搬出入の説明、その他注意事項など

その他：受付時に、「誓約書」、「臨時出店届」及び「責任者届」を提出する。

後日、出店許可証を交付する（郵送）。

12 出店料及び美化協力費

- (1) 出店料等

出店料は、売上金額の12パーセントに相当する額とし、別途美化協力費5,000円を納付するものとする。

なお、雨天その他の理由で出店の目的を達することができなかつた場合でも、美化協力費は返却しない。

(2) 出店料等の納付

出店料は、村山デエダラまつり終了後、速やかに売上の申請を行い、実行委員会にて売上を算出した後、売上金額から控除する形でその12パーセント相当額を納付する。
また、美化協力費5,000円については、出店内定者説明会の際に納付する。

13 区画及び面積

(1) 1出店者につき1区画の申込とする。

ただし、村山デエダラまつりの開催趣旨や会場演出の必要上などの理由により実行委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

(2) 出店区画の設営（テント、照明設備等）は主催者が準備し、別途持ち込み物品がある場合には事前に実行委員会の許可を得て、出店者の負担により対応するものとする。

(3) 1区画の大きさは、間口5.4m、奥行き3.6mとする。

1区画は、テント1張、店名看板1枚、机2台、折りたたみイス2脚、照明（20W）、コンセント1口及び給排水設備（シンク2台及び蛇口2箇所）基本セットとし、それ以外に机・イスが必要な場合には有料にて追加で申し込むこと。

(4) 出店区画の位置割当ては、出店者内定説明会において抽選を行い決定する。

14 出店のPR

(1) 出店のPRについては、原則としてプログラム等に掲載するほかは、出店者が自ら行うこととする。

(2) 会場では拡声装置等の使用は認めるが、他の出店者の迷惑とならないよう音量の配慮をすること。

15 販売の範囲

飲食物の販売及び物品の実演については、区画内で行うこととし、区画外の通路にはみ出しての販売や歩行での販売行為は禁止とする。

16 物品の搬出入

(1) 搬入・搬出は必ず各出店者が行い、経費は出店者の負担とする。

(2) まつり前日の搬入は、10月24日（金）の午前10時から午後4時までの間に速やかに行うこと。

(3) まつり当日の搬入は、2日間とも午前7時から午前9時までの間とする。

(4) まつり終了後の搬出は、10月25日（土）は午後9時から午後10時まで、26日（日）は午後5時から午後7時までとする。

(5) まつり終了翌日以降に搬出を行う場合は、10月27日（月）の午前9時から午後4時までの間に完全に終了させること。

(6) 搬出入終了後は、使用した車両を速やかに所定の駐車場に駐車すること。

(7) 会場内の警備は、10月24日（金）の午後9時から27日（月）の午前9時までは

警備員を常駐させるが、その間における器物の破損及び盗難について主催者は一切その責任を負わない。

17 衛生管理

出店者は、保健所が許可する取扱食品の範囲を遵守するとともに、食品類の保管及び衛生管理に充分注意を払い、消毒液での手洗いの励行など清潔な環境保持に最善を尽くすこと。

なお、事故等について、主催者は一切その責任を負わない。

18 出品物等の管理

(1) 出品物等の管理は、出店者が行うこと。

なお、天災、地震その他不可抗力及び出店者の不注意による損害に対しても主催者は一切その責任を負わない。

(2) 貴金属製品等高価なものは、ケースを使用し、出店者が厳重に管理する。

19 その他

提出された書類等は、東京都暴力団排除条例の施行に伴い、東大和警察署に提出し、又は照会する場合がある。

【問合せ・申込先】

武蔵村山市民まつり実行委員会事務局（飲食展示販売部会）

〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市生活環境部産業観光課 042-565-1111（代）内線225

jimukyoku@dedara.com